

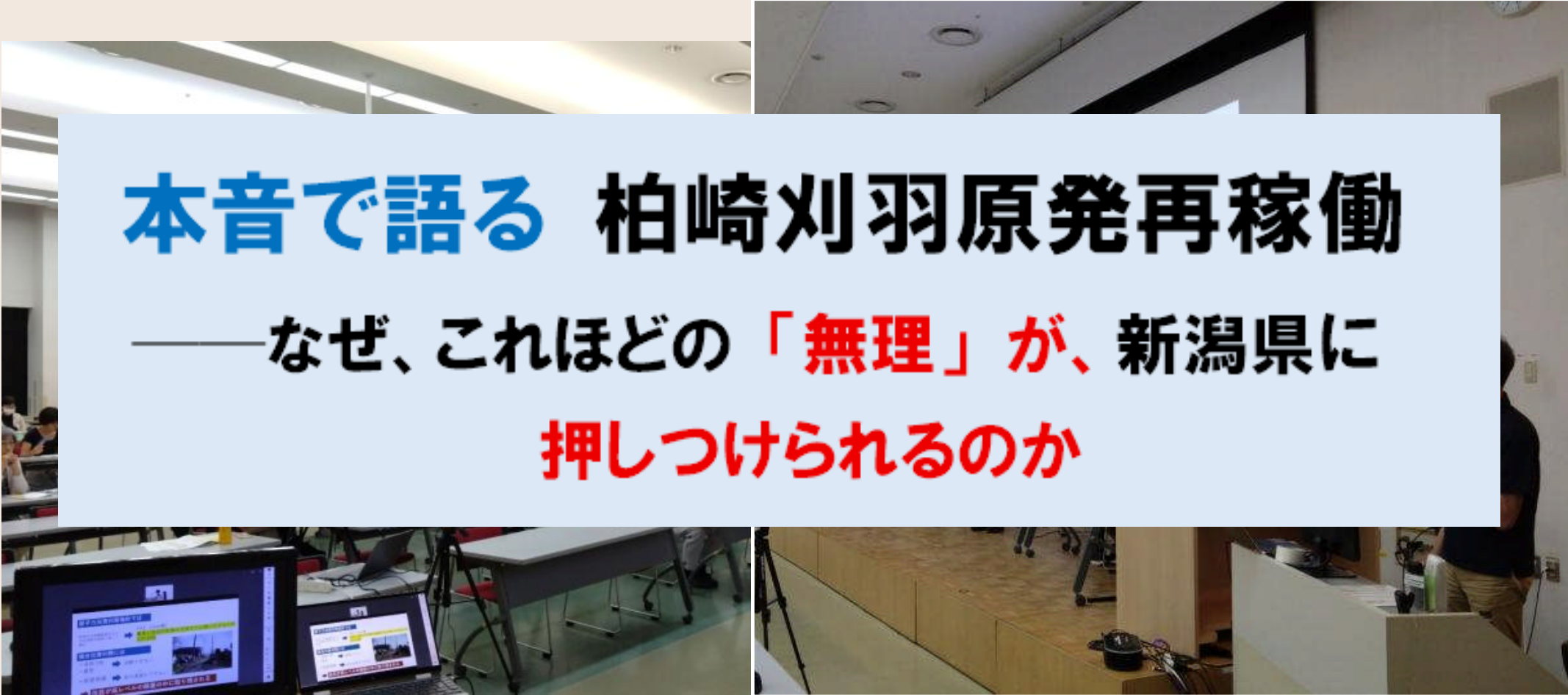
2025年7月3日 午後
新潟県へ原子力市民委員会の意見書を提出



1. 原発は未成熟な技術であり、新規制基準の「適合」は、安全を意味しない。
福島原発事故以前から指摘されていた柏崎刈羽原発6、7号機（ABWR）の技術的な脆弱性も解消されていない。
2. 原発事故時の「緊急時対応」（避難計画など）が非現実的であり、県民を守る内容となっていない。新潟県が原発事故時の防災・避難計画の前提としている原発事故の想定（規模）が楽観的すぎる。想定を超えた事故が発生したときに、新潟県は機能不全に陥るおそれがある。
3. 政府の原発回帰政策には合理性がなく、原発の必要性もない。新潟県が、県民の生命と財産、地域の産業や文化の未来への継承をリスクにさらしてまで原発稼働に同意する必然性がない。
4. 福島原発事故の当事者でありながら、東京電力はその責任を果たそうとしていない。
度重なる不祥事から考えても、東京電力に原発を運転する資格はないことは明らかである。

5. 新潟県が独自に取り組んできた「技術委員会」や福島原発事故後の「3つの検証」で示されてきた重要な論点について、近年、新潟県がそれを軽視し、**原発再稼働に不利な議論や、不安を抱く県民の声を表明化させないような対応**が繰り返されている。
- 「緊急時対応」についての説明会においても、県民から多くの疑問がだされたにも関わらず、その疑問に答えずに決定してしまったことは、県民の生命、財産を守るという自治体の責任を放棄するものである。このような不自然かつ不誠実なプロセスによる再稼働への同意は、**県政に重大な禍根を残す**ものである。

2025年7月3日 夜
新潟ユニゾンプラザで公開フォーラムを開催



本音で語る 柏崎刈羽原発再稼働

——なぜ、これほどの「無理」が、新潟県に
押しつけられるのか

- ❖ 原子力市民委員会は、発足以来、**国策としてすすめられる原子力**に対して、**自治体が果たすべき役割**について、重大な関心を持って取り組んできた。特に新潟県は、2002年に発覚した**東京電力のトラブル隠し**を受けて**技術委員会**を設置、2007年の新潟県中越沖地震後の検証、福島第一原発事故後の「**三つの検証**」など、重要な取り組みをすすめてきた。
- ❖ 2017年6月の原子力市民委員会では、新潟県に参加を求め、**当時の原子力安全対策課の課長が、**
「新潟県の原子力発電所に関する安全対策・防災対策」の報告
(<https://www.ccnejapan.com/?p=7683>)
- ❖ 当日は他の自治体からの参加もあり、立地自治体との有意義な議論として、原子力市民委員会の目指してきた「公論形成」の好事例だった。
- ❖ 2022年以降、**政府と産業界によるGX・原発回帰**への動きが加速、柏崎刈羽原発の再稼働への同意を迫るなかで、新潟県は、福島原発事故の「**三つの検証**」を無力化、**住民投票直接請求を県議会が否決。**

新潟県の原子力発電

3 平成14年度の東京電力不正問題等

3-①東京電力不正問題について

平成14年8月に東京電力の原子力発電所におけるシュラウドのひび割れに関する自主点検記録書き換えなどの不正問題が判明しました。また、その後の調査でも再循環系配管のひび割れが未報告であるなどの更なる不正が発覚したことから、原子力発電プラントを順次停止し点検及び補修が行われました。さらに、圧力抑制室内への異物混入、管理区域からの物品搬出が問題となりました。

①不正問題の概要

平成14年8月29日、原子力安全・保安院は東京電力がG E社に委託して実施した原子力発電所における自主点検結果に関し、29件の不適切な取り扱いが行われていたとの申告案件があったことを公表しました。その後、9月に行われた原子力安全・保安院による立ち入り検査では、29件中問題のある案件が16件あり、そのうち柏崎刈羽原子力発電所に関する案件は、1号機で過去の自主点検においてシュラウドにひびの徴候を発見していたにもかかわらず、報告書に記載がなかったという1件であったことが明らかにされました。

3-(2)東京電力不正問題等に対する取組み

①知事、柏崎市長、刈羽村長による総括

不正事件等により停止していた柏崎刈羽原子力発電所の全号機が運転再開したことを受け、平成16年6月30日に知事、柏崎市長、刈羽村長が柏崎刈羽原子力発電所を巡る一連の問題について以下のように総括を行い公表しました。

柏崎刈羽原子力発電所を巡る一連の問題と今後の取組みに向けて

はじめに

一昨日(6/28)の2号機の運転再開容認をもってこの度の東京電力のトラブル隠し等に伴う全号機ストップという異常事態は解消することとなりました。しかしながら、今回の不正事件は、その当事者としての東京電力に対する不信、ひいては原子力発電所の安全性に対する信頼を根底から覆すものであったことは勿論、国がこの安全性の根幹に関わる不正を察知しながら、2年余もの間立地地域の住民と自治体に知らせなかったことから、国の安全管理体制に対しても県民に拭いがたい不信感を抱かせることとなりました。

望に向け、ここで総括することになりました。

1 明らかになった問題点

私たちは、立地地域自治体の責任者として、住民の安全と安心を最優先に考えるという観点から、東京電力及び国に対し、全容の徹底的な解明とその結果の公開、再発防止対策の確立などについて繰り返し厳しく求めてきたところです。

その中で、事業者については、原子力発電所の安全管理に関する虚偽・隠蔽の体質や協力企業も含めた作業管理・品質管理の不備が明らかとなりました。また、国については、安全規制に関する制度や基準の不明確さが今

